

新日本監査課徴金21億円

金融庁発表 新規業務3カ月停止

東芝問題

東芝の会計不祥事を巡り、金融庁は22日、会計監査を担当した新日本監査法人に3カ月の新規業務の停止を命じる行政処分を正式発表した。監査法人に対し初となる約21億円の課徴金も科す。金融庁は「相当の注意を怠り、長期間にわたり批判的な観点から検証ができなかった」と認定。東芝を直接担当した公認会計士7人に、1～6カ月の業務停止命令を出した。（関連記事3面に）

た。同じメンバーが長期にわたる東芝の監査を担当していたため、過信が生じた。業務改善命令も出した。金融庁はみている。

業務停止期間は来年1月1日から3月31日。新たな会計監査の受注、M&A（合併・買収）や新規株式公開（IPO）の助言業務が対象だ。課徴金は2期分の監査報酬に相当し、今後納付手続

た。同じメンバーが長期にわたる東芝の監査を担当していたため、過信が生じた。業務改善命令も出した。金融庁はみている。